土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年10月20日認可した。

令和7年10月24日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土	地	改	良	事	業	名
満濃池土地改良区	単独県費補助土地	地改良事	業	(かんがレ	排水	事業)	黒嶋股地区
IJ	単独県費補助土地	地改良事	業((かんがレ	排水	事業)	竜川幹線地区
IJ	単独県費補助土地	地改良事	業((かんがレ	排水	事業)	江畑地区